

令和6年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和6年9月10日 午前10:00

○散 会 午後 0:30

○出席議員（17名）

1 番 菅 原 理 恵 子	2 番 鈴 木 壮 二	3 番 藤 原 仁 美
4 番 戸 田 俊 樹	6 番 澤 井 昭 二 郎	7 番 堀 井 克 見
8 番 藤 原 典 男	9 番 中 川 光 博	10 番 鈴 木 司
11 番 菅 原 秀 雄	12 番 石 井 和 人	13 番 西 村 武
14 番 鑑 仁 志	15 番 菅 原 龍 太 郎	16 番 伊 勢 潤
17 番 佐 藤 敏 雄	18 番 小 林 悟	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 吉 原 慎 一	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊 藤 佐 和 子
産業振興部長 古 畑 範 行	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐 々 木 涉	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 石 井 恵 子	財 政 課 長 伊 藤 強
地域づくり課長 渡 会 満	社会福祉課長 宇 瀬 隆 広
農林水産振興課長 伊 藤 充	都市建設課長 菅 原 撰
教育総務課長 齊 藤 栄 子	教 育 監 本 間 秀 徳
文化スポーツ課長 畠 山 ひとみ	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安 田 秀 樹	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------



令和6年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和6年9月10日（2日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴席の皆さん、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1 議員の一般質問】

○議長（小林 悟） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含め60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、10番鈴木 司議員、8番藤原典男議員、15番菅原龍太郎議員の順に行います。

10番鈴木 司議員の発言を許します。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 皆さんおはようございます。傍聴の皆様には、早朝からお疲れ様です。また、今回の一般質問に際して議員各位並びに市当局に特段のご配慮をいただきいただきましたこと、感謝申し上げます。

私の方からは1点であります。内水面漁業の後継者育成についてということであります。

かつて「母なる八郎潟」として、親しまれ、慈しまれた八郎湖。私たちの日々の暮らしは、この八郎潟から多くの恵みを受け、四季折々、様々な魚介類を独特の漁法でとり、それらが無駄なく上手に利用してきました。南北に細長い天王地域と、それに隣接する昭和・飯田川地域は、特に潟の幸に恵まれ、独特の生活文化・食文化をつくり上げてきました。いわば、これら潟の幸は、生命の糧、暮らしのそのものといっても過言ではありません。

八郎潟の干拓事業は、昭和52年に完成しました。以来、県では50余年にわたり、アオコ発生などの水質汚濁に様々な対策を講じてきましたが、水質浄化は今もって現実のものとなっていません。

現在、天王地区において、この生業の主体をなしているのは、塩口地域や天王本郷・

羽立地域などの少数の漁業者ですが、高齢化の進展と水質汚濁等により、かつての活況は望むべくもなく、年々その面影は薄れるばかりであります。本市特産品の筆頭格でありますワカサギ・白魚の佃煮等の持続可能な継続的な収量確保のため、早晚にも若手漁業者の育成支援は欠かせません。

こうした中、令和2年12月、八郎湖水質改善サロン、代表が大潟の松岡氏であります、から「美しい八郎湖を未来に残すために」とのタイトルで、周辺自治体住民の意見・要望・知恵などを記した冊子が発刊されました。スローガンは、「50年間誰しもができなかった八郎湖の水をきれいにしましょう。未来のために、秋田創生のために、水質改善を目指して勇気をもって立ち上がろう」と呼びかけています。この中では、水質改善の4つの理念や水質改善への提案、汽水公園の基本構想などを提言としてまとめています。

市長においては、本市総合計画及び環境基本計画に掲げる八郎湖の水質改善や内水面漁業の振興等について、どのように取り組む考えか伺います。

一つには、八郎湖のアオコ発生状況について。

二つ目には、八郎湖の水質改善への取組と課題について。

三つ目が八郎湖産ワカサギ、白魚の佃煮等の収量確保について。

内水面漁業者の後継者育成支援について。

漁港河川敷の浚渫<sup>しゅんせつ</sup>について。

以上5点になります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） 10番鈴木司議員の一般質問「内水面漁業の後継者育成について」お答えいたします。

ご質問の1点目「八郎湖のアオコ発生状況について」お答えいたします。

八郎湖におけるアオコ発生状況は、県環境管理課八郎湖環境対策室のホームページで、11地点の発生状況を、「見た目アオコ指標」としてレベル0から6までの7段階指標で公表しております。

直近5年間の各年度において、アオコが膜状に湖面を覆う状態で、悪臭が発生しやすい目安となる「見た目アオコ指標」がレベル4と判定された延べ日数は、ゼロ日から3日で推移してきており、それ以上のレベルの発生はありません。

また、本年度のアオコ発生状況は、8月29日に飯塚排水機場でレベル4が発生しております。

次に、ご質問の2点目「八郎湖の水質改善への取組と課題について」お答えいたします。

本市を含む関係9市町村と県で「八郎湖水質対策連絡協議会」を組織し、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」に基づく対策を連携して実施しております。

本市においては、馬踏川、豊川、妹川、飯塚川の各河川付近4か所に八郎湖からアオコの河川遡上を防止するためのシルトフェンスを設置しているほか、馬踏川河口に「アオコ抑制装置」、馬踏橋付近に「自走式アオコロボット」を設置・稼働させ、県と共同でアオコ抑制対策を実施しております。

また、八郎湖全体では、発生源対策として、八郎湖流域の工場や事業場へ立入検査を実施し、監視・指導を行うとともに、湖内浄化対策として、大潟村方上地区でのヨシの植生による自然水質浄化施設を活用した水質浄化や、八郎潟町湖辺の消波工で水生植物の移植等による植生回復などに取り組んでおります。

さらに、県では、本年度新たに「湖底耕うん」による底質改善対策を検討するための基礎調査を実施しており、湖底の改善が図られた場合は、令和7年度以降に湖内での実証実験等を検討することとしております。

一方、水質改善には、八郎湖に流入する汚濁負荷のうち、水稻栽培に起因するものが全体の4割近くを占めていることから、代かき期の濁水の流出を抑制するなど、環境に優しい農法への転換が大きな課題であると考えております。

○議長（小林 悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） 続きまして、ご質問の3点目「八郎湖産ワカサギ、白魚の佃煮等の収量確保について」お答えいたします。

本市では、特産品の佃煮加工に必要なワカサギなど、収益性の高い資源の維持、増大を図るため、昭和54年から種苗放流事業を実施しており、今後も関係機関と連携し、この事業を推進してまいります。

次に、ご質問の4点目「内水面漁業者の後継者育成支援について」お答えいたします。

内水面をはじめとする漁業の担い手につきましては、著しく高齢化が進んでおり、組合員数も年々減っているため、若手漁業者の確保・育成が喫緊の課題となっております。

このため、県では水産関係施策の重点事項の一つとして、次代を担う人材の確保・育成を掲げ、就業相談から自立経営までの一貫支援や、収益性を重視した漁業形態への転換を促進しており、具体的な取組として、漁業体験や技術習得研修・経営管理能力の向

上に向けた研修などを実施しております。

これまで、漁師になりたい、漁業に興味があるなどといった相談はございませんが、漁業者が意欲を持って漁業に従事できる環境の形成を図りながら、新規就業に向けたPRに努めてまいります。

次に、ご質問の5点目「漁港河川敷の浚渫について」お答えいたします。

問題の塩口水路につきましては、船の航行への支障は、9月以降の八郎湖の水位が下がる非かんがい期に生じていると考えられます。

河川内の堆積土砂浚渫工事等に係る国・県の補助事業が現在ないことから、現状での実施は困難であると考えておりますが、内水面漁業の振興を推進することも必要と捉えておりますので、引き続き関係機関と協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員、再質問ありますか。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） どうもありがとうございました。ひとつ、5点のうち、1点の八郎湖のアオコ発生状況についてと、それからアオコの水質改善への取組について課題というふうなことで答弁いただきました。

この中で、今、二つ合わせて答弁をいただいたわけですが、レベル的に、それこそ飯田川地区でレベル4が発生したというふうな状況があったというふうに今説明がありました。で、実際にアオコの状況というのを見たときに、アオコ抑制装置も今取り付けられているわけですし、何年からやってるかしておきましても、その効果のほどというものがどのようなものなのか。毎年同じような状況、毎年、測ること自体が難しいことは分かります。そのときの天候、あるいは気候、そんなものに左右されますので、その点では重々理解できますけれども、そういう状況のときに、いわゆる危険レベルに達したときの対応の仕方というものがまず1点、どういうふうにされているのかというふうなことが一つ。

それから、アオコ抑制装置、この部分が継続して数年来行っているわけですが、これがどのような効果を出しているのか。どのぐらいのものところで考えていけばいいのかなというのが、なかなか理解しがたいなど。もう少し、それこそアオコ発生装置でも、あそこの馬踏川1か所でなくて、もっとやはり何か所か増やして行ってやはり対応していくという喫緊の対応というものを考えていくというのが大事だかなというふうに思っていますが、その点についていかがですか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

平成23年から平成24年のアオコ異常発生に伴い、平成25年からアオコ抑制装置、通称アオコキラーの実証実験を3年間行っております。その後、アオコの発生状況が抑えられたことから、平成28年から本格稼働で現在に至っているところであります。

馬踏川河口につけた経緯でございますが、馬踏川を溯上して大豊小学校、旧大久保小学校の方に、臭いや悪臭、あとそれに伴う健康状況、それにも影響があったということでアオコキラーを設置したものであります。

アオコキラーの増やすことについてであります。機械の能力自体がそんなに大きいものではありませんので、これを湖内につけたところで大きな効果が発揮できるというのはちょっと確認とれませんので、現在のところ馬踏川河口に設置ということで進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 部長、私もう一点ですね、それこそ飯田川でレベル4が発生した段階でのいわゆる対応についても伺ったんですが、それについてもひとつよろしく願います。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

飯田川の排水機場によってレベル4が発生しております。県の八郎湖アオコ大量マニュアルによりますと、レベル5の状況が広範囲かつ継続した発生した場合をアオコの異常発生としております。また、レベル4以上のアオコが確認された場合は、必要に応じて職員による現地調査を行うとしておりますので、レベル4については警戒に当たるレベルというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） どうもありがとうございます。八郎湖のアオコの発生状況と、それからその水質に対する改善の取組ということである説明があったわけですが、それらの含めてですね、アオコ発生抑制装置については実際に目に見えるし、分かるわけですが、その他の部分に関してはなかなか見えづらいなど。どういうふうな事業をやっているのかなというふうなことがあるわけですし、県がやって、県がいわゆる管理

して、それを主体にやってるわけですが、市町村とのどういう連携があって、どういうふうなところなのかなということ、やはりその時期に応じて市民の方々に知らしめていくというのは必要なことではないかなと思います、その点についていかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

八郎湖周辺の関係市町村へ周知するため、八郎湖水質対策連絡協議会において、周知活動が必要であるということで一斉に周知をすることにしております。4月の広報においても、本市において広報記事を載せているところでございます。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 分かりました。いずれ周知方も進めているというふうなことのお話でしたので、その点については理解しましたが、やはりここ50年間ずっと干拓以降ですね、このアオコの問題がなかなか解決していかない。なおかつ今現在あのような状況で、かなりアオコが発生してる状況、何がレベル3で、何がレベル4なのかも分かりづらいというふうな感じもします。そういう点で、やはり市民の方々にそういうふうな環境の、八郎湖の今の状況というのはこういうことなんだよということをやはりこう知らしめていくというのも大事な事かなと思いますので、ひとつ今後ともよろしく願います。

併せて、八郎湖そのもののいわゆる何ていいますか、位置づけというものが、どうもかつてよりも、私どもは八郎湖に対していろんな思いを持ってきたわけですが、どんどんどんどん薄れていくというふうな状況もありますので、折に触れ、そういうふうな水質の関係含め、周辺の漁業者の関係含め、鋭意取り組んでいただきたい。市町村もそのための施策展開というものを図っていただきたいというふうに思っています。

で、八郎湖産のワカサギの収量確保の関係なんです、放流もしています。で、放流自体の効果というものがどれほどなのか分かりませんが、いずれ横並びか幾らか、この気候の変動もあって下降しているんだらうなというふうに思ってますが、先般、増殖組合の方に伺った際に、八郎湖干拓前といわゆる干拓後では、いわゆる9割近くが減収したと、漁獲量が減ってるというふうなこと。それから経て50年間にわたってのところでは、またなおかつ、それこそ非常に白魚なりワカサギも減っている状況があります。これは漁獲量としてみれば漁業者が減っているということもあるし、また環境的なものが変わってるからというふうなことになるんでしょうけども、やはりこのところを含めて、

どういふふうにしてこの、継続的な漁獲を確保していくかということについてのところ、私は今、八郎湖、佃煮業者の方にもちょっと伺ったんですが、業者の方にとってもやはり危機的な状況であるというふうには話してます。で、中には自分でもってですね、いわゆる船舶許可を与えて、そして船を準備して、いわゆる業者の方が、佃煮業者がいわゆる漁獲に向かう船舶を出して漁業に励むという、そして漁獲を確保する、そういうふうなお話も聞きました。で、やはりその時期を見ながら、このまま5年、10年と過ぎていきますと八郎湖に人がいなくなるというふうな状況下があるわけですので、そういう点では、そういう組合、そして漁業者、そしてまた、それこそ佃煮業者等々関係機関も含めて、このありようというものをいわゆる協議をしていく。どういふふうな形が一番いいのか。それにとって行政として支援できるもの、できないもの、そんなところをすみ分けしていくのが大事でないかなというふうに思ってます。この点についていかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この先のことを考えた場合に今のままでいいかと言われれば、多分このままでは立ち行かなくなるだろうということは想像できることでございまして、過去にうちの方でも、組合の方がいらっしゃったときに、例えば法人化のような形でやっていくことはできないかとかそういったお話はさせていただいた経緯はございます。ですので、これは市だけで決められる問題ではありませんので、いろんな関係機関の方々と今後も協議をしながら、今後の在り方というのは検討していかなきゃいけないというふうにご考えております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 今後検討していくというふうなお話でしたし、やはりこれは早晩にも対応が必要な事柄の一つだろうというふうに思います。八郎湖自体のいわゆるところのいわゆるワカサギ・白魚というのは、やはり特産品筆頭格でありまして、その部分を確保していく手法というのは、いろんな形をもってですね、市民の力、あるいは各種団体のいわゆる力というものを、知恵というものを借りながら前に進めていくということが必要だろうというふうに思います。これは周辺町村、6市町村ですか、関係町村が足並みを揃えるということではなくて、とりあえず潟上市としてどういふふうな方策があるのか。いわゆる佃煮業者そのものは潟上市が一番多いでしょうから、その点も含めて、

協議会等々を進めながら、やはり法人化の方向を探っていくというのも一つの手法だろうというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。当然こう農業のように漁業者だけでできるものでもないし、ですからその行政が入る、あるいは佃煮業者が入って、その点のところの対応をしていくというふうなことだろうと思います。

八郎湖というものをどう考えていくかというふうなことになるわけですが、やはりあそこの部分を自分たちのいわゆる心のよりどころ、あるいは常にふるさと的な思いを持ってやっていくために、その漁業支援というものは避けては通れない、やはり何らかの手だてを講じるべきだというふうに思いますし、また、あそこがいわゆる市長の言う稼げる力なりというものがなければできないわけですし、そういう点では放流等々の関係も従来のもを従来のとおりやるだけでなく、そこに何が問題かも含めて支援の在り方というものを改めて考えていただきたいというふうに思います。

それから、最後なんですが、漁港河川敷の浚渫です。で、環境計画の中にもいわゆる漁港の浚渫ということが出ていまして、この計画が全くもって進んでいかないということは大変こう漁業者にとっても不安な一つの事案でありまして、また、昨今の気象の変動なんかを見たときに、やはりあの水があふれて、その水がどういうふうな形で処理されていくかというときに、あそこの河川敷がそれこそ船底50センチ、40センチのところにあるというふうなことは、到底この先もどんどんどん堆積していくとなれば、大変厳しい状況が出てくるなど。何か一旦有事が発生した場合には、大変こう行政対応としても困るだろうというふうにも思います。何らかの形で、長年懸案事項、検討事項となっておりますが、この一手必要だなど、そういう時期にさしかかっているというふうに思っていますので、その点については市長の方から答弁をお願いします。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木 司議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど部長が答弁しましたとおり、河川内の浚渫につきましては、非常に国、県なりの補助事業がないということで、なかなか実施するには厳しい状況があります。たとえ市単独で実施するにしても、それなりのやはり受益者負担というのもし生ずる場合もございますので、そうしたことを考えると、なかなかその漁業者側としてもこの浚渫工事に取り組めない状況もあろうかと思えます。

そうした痛しかゆしの部分がございますので、長らく浚渫工事は行われなかったと思

ますけれども、現状の中で、確かに一番上流側といいますか、そちらの部分が非常に浅いというのを私も認識しております。ただ一方で先ほど答弁の中にありましたとおり、要は船着場の配置を変える。今、要は漁業者の数も減って、使用してないような場所もありますので、そういった配置換えができれば、大規模な浚渫工事がなくても一定の漁の時期であれば船がしっかりと運航できるのかなというような状況もありますので、そういったもの、漁業者さんたちと、たまたま要望等もいただきますけれども、繰り返しの答弁になってしまいますが、そういったことも漁業者さんと相談しながら、浚渫を含めて対応を考えていきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 今言ったように、その場所を入れ換えして少し通りのいいところに移動しながら漁業を細々ともやっていく方法ももちろんあるというふうに思います。ですけども、やはりその部分に関しては、やはりいろんなその船だけが行けばいいんでなくて、いろんな、自分で長年作ってきた施設なんかも移動していくというふうなことになりますので、簡単な話でもないけども、いずれそうしたところも漁師の方々に促しながら、よりよい方法を探っていただきたいというふうに思います。いずれ八郎湖そのものがやはりあのままでいいということではなくて、やはり県の方にも精力的にですね、アオコ発生がやはりいろんなものとの根幹になってますので、その点ではやはり県の活動事業というものを市の方にしっかりと情報伝達をしてもらいながら、きちっとアオコの発生を抑制していつてるといふようなことをまず見えるようにしてもらいたいこと、併せて八郎湖のありようというものを未来永劫、それぞれのところでやはり取り組んでいくということが大事だというふうに思います。

以上です。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（小林 悟） 終了。これをもって10番鈴木 司議員の質問を終わります。

次に、8番藤原典男議員の発言を許します。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

さきのグリーンランドまつりでは、職員の皆様のご奮闘で大変すばらしいグリーンランドまつりができました。どうもご苦労様でございました。

9月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労様です。

私は、相続登記と市の対応について、二つ目は通学路安全の確保とグリーンベルトについて、三つ目は教職員の勤務と本市中学校部活動地域移行について質問いたしますの

で、よろしく願いいたします。

一つ目、相続登記と市の対応について伺います。

相続登記が2024年4月1日より法律により義務化され、相続を知った日から3年以内に行わなければならないとなりました。国土交通省の調査によれば、全体の20パーセント程度が所有者不明の土地と言われております。相続登記が義務化された背景には、「所有者不明の土地」を減らすことが目的だと記されており、正当な理由なく違反した場合には10万円以下の過料が課せられてしまいます。

現状は、必要書類の準備や相続人が複数の場合など、また経済的に厳しい方は、かなりの困難が伴うものと思います。しかし、相続登記を怠ると相続人がどんどん増え、兄弟だけでなく複数の相続人の間で面識のない場合なども出てくる可能性もあり、連絡先の確認から承諾書のお願いまで、大変な作業になることも想定されます。

3年以内で相続登記ができない場合には相続人申告登記という制度もあり、「相続人の所在が分かる」といったような、仮登録のような自分が相続人であることを申告するものです。

相続登記をめぐる制度には、条件はあるものの、次の制度も活用できるようです。2023年4月27日に施行された相続土地国庫帰属制度は、特定の条件を満たせば既に所有している不動産を国に返すことができる制度で、いろいろ条件はありますが、用途がない不動産を国に返すことができるため、管理や維持の時間・費用を削減することができます。

相続登記をめぐっては、今後、市民から様々な相談が来るものと思われれます。内容によっては、アドバイスにより、司法書士や弁護士に頼まなくとも自分で相続登記できる場合もあると聞きます。相続登記にはお金がかかりますが、生活保護を受けている方は7つの扶助を受けることができますが、この場合にはどうでしょうか。また、生活保護を受けてなくとも保護基準を基にして、生活困窮している世帯には財政的援助も必要ではないかと思えます。どうでしょうか。必要な承諾書をめぐっての問題などの相談も含め、本市の支援策について伺いたいと思えます。

二つ目、通学路安全の確保とグリーンベルトについて。

児童生徒が毎日通学している道路は、地域や各学校との協議もありルートが定められており、毎日安全に通学しているものと思われれます。春から夏、そして寒い冬でも毎日、児童生徒の通学時に安全確認と励ましの声掛けをしている地域のボランティアの皆様

は感謝を申し上げます。

令和3年6月に、千葉県八街市で、下校途中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したのを受けて、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路に対し、教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和5年9月末時点での取りまとめた状況が発表されております。それによりますと、対策の必要な箇所は7万6,404か所で、暫定的な対策済みが7万2,427か所、教育委員会学校による対策必要箇所が4万1,437か所で、暫定的な対策を含む箇所は4万939か所となっております。本市でもこの点については従前より対策をとっていると思われませんが、どうでしょうか。

通学路には、道路の路側帯に緑色で塗られたグリーンベルトも有効だと思われれます。グリーンベルトは車道と歩行空間が明確となり、車のドライバーに通学路であることを認識させ、車両の速度も抑制させて接触事故の防止にもつながると思います。グリーンベルトの路側帯の幅も、75センチ以上もあれば、75センチ以下もあるようですが、車が駐車する際の規制もあるようです。通学路のグリーンベルトについては、私の知る限りでは天王栄町の旧天王縫製前の道路と追分の西高校から上北野郵便局に向かう道路ぐらいしか認識がありませんが、ほかにはあるでしょうか。通学路にグリーンベルトを設置すれば、歩行者も車のドライバーも交通安全に対する安全意識の高揚にもなるし、交通安全にもつながることと思いますが、グリーンベルトの増設についての本市の見解、今後の取組を伺いたいと思います。

三つ目は、教職員の勤務と本市中学校部活動地域移行について伺います。

文部科学省は、公立学校教職員給与に残業代の代わりに上乘せ支給している「教職調整額」について、現在の月額4パーセント相当から3倍超となる13パーセントに増額する案をまとめ、また、業務の負担軽減のために小学校の教科担任の2,160人増、学級担任の手当増等、そして中学校に不登校やいじめに対応する教員を1,380人配置することを、2025年度の予算に概算要求として1兆5,807億円計上することが明らかになりました。今後、財務省との折衝次第となりますが、この背景には、教職員の労働時間が長い割には給与に反映されていないこと、社会の変化に対応するための人員増の必要性があるということの背景ではないでしょうか。

1990年代から不登校の増加、いじめ問題など、学校の抱えている課題が増えました。

そしてコロナ渦での教育の仕方も様変わりしました。貧困と格差が広がる中で子育てへの不安や困難が深まり、保護者との関わりも複雑なものがあります。このような中で、教職員は誇りをもって児童生徒に向き合うことができているのでしょうか。教職員の長時間労働の緩和には、以前にも私は一般質問で取り上げたことがあります。ここ二、三年の本市での教職員の労働実態はどうでしょうか、伺いたいと思います。

日本政府も加わっている「ILO・ユネスコ教員の地位に関する勧告」は、教職員の働き方のルールを定めた重要な文書です。同勧告を踏まえ、専門職としての教職員の尊重、自律性や自主的研修の場をつくることも大切ではないでしょうか。

また、部活動は生徒にとって積極的な意義がありますが、勝利至上主義、指導体制の内容など多くの弊害があり、部活動の改善は教員の負担減には欠かせない内容となっているはず。文化庁、スポーツ庁の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインは、令和4年12月に発表されており、それに基づいて本市の大まかな方針がホームページに掲載されています。そこには、本市の3中学校の予想生徒数から部員減少に伴う練習環境の変化、チーム編成の困難さ、顧問を務める教員の負担、将来的に生徒数減少の地域間格差を挙げております。そして本市が目指す方向性と基本方針をうたっております。具体的な移行方法として、種目や学校、地域の実情に応じて意向を進めていくとして、一つ目は合同練習型、二つ目は保護者会型、三つ目は地域クラブ型を挙げておりますが、各地域ごと、各学校ごと、各部活ごとの具体的な進捗状況と見通しについて伺います。また、現在の部活動、地域型や保護者会型になっても、部活動中のけが、事故に対する対応、補償などはどうなっていくのか、併せて伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わりますが、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 8番藤原典男議員の一般質問の三つ目「教職員の勤務と本市中学校部活動地域移行について」お答えいたします。

ご質問の1点目の「教職員の勤務状況」についてご説明いたします。

本市では、平成30年以降「教職員が実感できる多忙化防止計画」を策定し、教職員の働き方改革を推進してきました。

令和6年3月に、秋田県教育委員会が「教職員の働き方改革推進計画」を策定し、その計画に基づき、本市で新たに「2024教職員が実感できる働き方改革プラン」を策定

しております。本プランで示している勤務時間の上限に関する規定では、時間外在校等時間を「1か月について45時間以内」「1年について360時間以内」と規定しております。

本市教職員の時間外勤務の状況についてですが、コロナ禍明けに一時的に増加傾向にあったものの、令和5年度は、年間でも月別においても、過去2年間と比較しおおむね減少傾向にあります。

実行性のある働き方改革をさらに推進するため、学校行事や業務内容の精選、ICTの活用による校務の効率化、外部人材等の活用、部活動指導の負担軽減等、各校の実態に応じた具体的な取組を今後も行っていく予定です。

また、「専門職としての教職員の尊重、自律性や自主的な研修の場をつくること」については、文部科学省が示した「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」に従って教員の資質向上を促進するための取組が進んでおります。

教師一人一人が、学校管理職の指導のもと、研修履歴を記録することで、自らの学びを振り返りながら身につけたい資質・能力を明確にし、計画的・体系的に研修を進めています。学校管理職は日々の対話や観察によって各教師に必要な学びを指導・助言し、意欲を喚起しております。

秋田県教育委員会では、経験年数ごとの年次研修をはじめ、校務分掌に応じた研修や自主的な参加が可能な研修等、主催講座を毎年開催しており、本市でも、全体研修や初任者研修、校務分掌に応じた各種研修会等、教育委員会主催の研修機会を創出し、皆さんの機会を提供しております。

さらに、各校においては、自校の子どもの実態や課題に応じて、授業研究会等を計画的に実施しております。

今後も、現場の教職員のニーズに合わせ、多様な学び・研修の在り方について検討を重ね、自主的で実効性のある研修が可能な環境づくりに努めてまいります。

次に、ご質問の2点目「中学校部活動地域移行の進捗状況と見通しについて」お答えいたします。

本市の地域移行の進捗状況につきましては、令和5年度に中学校教員、保護者や社会体育団体の代表者等で構成する検討委員会を立ち上げ、意見交換・保護者アンケート等も実施した上で、令和6年3月に「潟上市中学校部活動地域移行に関する方針について」を定めたところであります。この方針の概要は、「令和6年度から休日の部活動を

段階的に移行し、将来的に種目ごとに一つのクラブでの活動を目指す。」というものがあります。

現在は、この方針に基づき、推進計画を策定中ではありますが、議員ご指摘のとおり、指導者の有無や部員数等、様々な条件が各学校・各部活動ごとに全て異なることから、移行については部活動ごとに話し合いの場を設け、市内2校以上による合同練習型、各学校ごとの部活動単位で実施される保護者会型で先行移行が可能かどうかも含め協議をしております。

次に、ご質問の3点目「部活動中のけが、事故への対応、補償などはどのようにするか」についてお答えいたします。

合同練習型の場合、指導者は部活動指導員もしくは教員を想定しており、通常の学校部活動の延長と捉えられることから、現行の日本スポーツ振興センターの災害共済給付の基準による補償となり、保護者への連絡、保険申請等は学校が行うこととなります。

保護者会型は、保護者も含めた教員以外の外部指導者が行うことを想定しております。これは学校部活動管理下外の活動となることから、PTA連合会による学校契約団体障害保険の適用を受けることとなり、保険の申請等は合同練習型と同じく学校が行うこととなります。

今後の先行移行に当たっては、学校、保護者と協議をし、こうした活動形態を十分理解していただいた上で進めていかなければならないと考えております。将来的には本市として一つのクラブで活動することを目指し、今後も慎重に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） 8番藤原典男議員の一般質問の一つ目「相続登記と市の対応について」お答えいたします。

相続登記は法務局の所管事務であります。相続登記の申請義務化や司法書士による無料相談等について、市ホームページや庁舎1階に設置したデジタルサイネージで周知を行っているほか、市民から相談があった際には、内容を丁寧に説明した上で、法務局へつなぐよう対応しております。

議員ご質問の生活保護の扶助費は、生活保護受給者が相続登記をする際の費用を対象としていないことから、一時的に扶助する制度はございません。

また、生活が困窮している世帯への財政的な支援につきましては、現在のところ相談

がないことを踏まえまして、今後の動向を注視してまいります。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） 8番藤原典男議員の一般質問の二つ目「通学路安全の確保とグリーンベルトについて」お答えいたします。

本市においては、児童生徒の通学時の安全確保のため、市教育委員会、学校、地域、警察等で組織する「地域ぐるみの学校安全推進委員会」と道路管理者による通学路の合同点検を毎年実施しております。

令和5年9月末調査の合同点検では、対策が必要な箇所が6か所あり、これを受けて通学路変更や安全指導の徹底など、様々な対策を講じております。

議員ご指摘のとおり、歩道と車道の分離ができていない市道の路側帯に、グリーンベルトのように道路を緑に着色するなどし、通学路であると明確にすることは、速度の抑制や注意喚起を促すことができ、事故の防止が期待できる有効な手段であると認識しております。

現在は、株式会社TGF前と上北野簡易郵便局前のほか、大豊小学校付近の1路線と、追分下出戸線から追分小学校までの坂道の4路線に設置しております。

今後も、合同点検の結果などを踏まえ、市道の拡幅や歩車道の分離ができない路線へのグリーンベルトの設置など、効果的な安全対策を講じてまいります。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員、再質問ありますか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 最初の相続登記と市の対応についてお聞きしたいと思います。

相談がある場合には相談に乗って法務局につなげるようにすると、対応すると。まあそれはそれでいいと思いますが、しっかりしたそれ窓口としては、社会福祉課とかそういうふうなことであれですか、ホームページには掲載するという事は、今後していくというふうなことはできますか。相談窓口として社会福祉課。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

相続登記の件につきましては、社会福祉課ではなくて法務局になりますので、あくまで社会福祉課は生活保護の相談で、その中で相続登記のことが出ましたら、まず関係機関につなげるという形をとりたいと思っておりますので、ホームページの方には社会福祉課が窓口ということは載せない方向であります。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今の答弁であれば、市としては相続登記については相談窓口はつくらないということなんですか。そこら辺はどうでしょう。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

市の対応といたしまして、例えば固定資産税を担当している税務課におきましては、相続登記の相談があった場合には、最初にこの登記の義務化をご説明し、パンフレット等をお渡しして制度の周知を図っている状況でございます。また、登記の申請をする場合には、司法書士にお願いする方法と自分で手続をする方法がございます。そういったところで、例えば司法書士のホームページをご案内したり、ご自身で手続を検討されるという方には法務局の相談窓口を紹介したり、そのような対応をとっておりますので、あくまでも市の窓口ということではなくて、法務局へつなぐという対応をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 最終的には法務局に行かなきゃいけないとは思いますが、ただし司法書士さんをお願いしなくても、いろいろちょっと相続人があまりにも少ないとか簡単だっというふうな場合には、ちょっとした市のアドバイスで自分でやれる場合もあるんですよ。そういうふうなときの対応なんですね。あくまでも簡単にこうだこうだっってそこまで説明しなくて、どこまでまずそちらに行ってくださいということなのか。それとも、あと内容によってはちゃんとやれるような状態まで指導してくれるのか。そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご自身で手続を検討される場合には、様々ケース・バイ・ケースがあると思います。まず一義的には法務局の相談窓口、ここで申請書であったり、添付書類等の案内を行っているということをお伝えして、まずは法務局につなぐということを一義に対応している状況でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 相談窓口については、是非設けた方がいいと私は思います。

それで生活保護の受けてる方は、今、医療扶助とか、それから学校の扶助とか生活の

扶助とか7つの扶助の制度がありますけれども、この相続登記に関するいろんな費用については、先ほど7つの扶助からは外れるというふうな答弁でしたけれども、そうすれば保護を受けてる方は、どういうふうにスムーズに相続登記できるのかっていうふうな問題が出てくると思うんですよ。ですから、これはまず今の生活保護の状態、まあ決められたものについては、やはりこういうふうなことも国の方に要請していく必要があるし、これはやはり検討事項だと思うんですが、保護を受けてる方はお金ね、生活費なくなっちゃうから、これは相続登記しようと思ってもできないというふうな現状が起きるんじゃないんですか。どうでしょう。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも言いましたとおり、生活保護の扶助の中には、この登記に関する費用というのは含まれてございません。で、生活保護は国の制度ですので、その国の法制の動向とかをまず注視しながら、繰り返しになりますが、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 関連するんですけれども、生活困窮者とやはり生活保護の受けてる方、これはやはり市としても国にこういうふうな状況だからスムーズに移行できるように、いろんな法律をつくるべきだと、増やすべきだというふうなことを是非市の方でも国の方へ申し入れていただきたいと思います。

それで生活困窮者については、まだ相談がないというふうなことのようなんですけれども、今後の動向を注視するというふうなことですが、今、空き家ね、解体の場合は結構な援助がありますけれども、それに同等のやはり制度を市の方でも作っていくべきじゃないかと私は思うんですが、どうでしょう。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えします。

相続登記にかかる経費に対する助成というご質問がありましたけれども、これにつきましても国の動向と、今年度始まった制度でもありますし、国の動向等も探らなければいけないと思っております。また、市単独で事業を実施するにしても、やはりその緊急性であるとか、行政サービス上、恒久的なサービス提供に当たるのか、そういった事業

をするに当たっての判断も必要となってこようかと思えます。まずは制度が立ち上がり国の動向等見極めながら、そういった支援については、市としましては現状としては調査研究してまいりたいと思えます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今、市長から答弁ありましたけれども、調査研究していきたいといい方向で是非取り組んでいてもらいたいというふうに思えます。

それで、相続登記の関係と前年度できました相続土地国庫帰属制度というのは、要らなくなった土地を、使いようのない土地を国に返す制度なんですけれども、これについてはあれですか、相談はまずね受けると思うんですが、管理はあれですか、市の方になりますか、それともどのような形になりますか。県の方になりますか。対象が出た場合に。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

その土地の国庫への返納制度だと思います。これは基本的に多分国の方に土地を返すような制度だと思いますので、そういったことも窓口で相談があった場合には法務局の方の窓口を案内するような形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 最終的には法務局だとは思いますが、市としては、こういうふうな土地が出た場合に、関与して管理のお手伝いをするのかどうなのか、そこら辺はまだ分からないですか。県になりますか。国の管理だと思いますから県が代わりにやるとか、市が一部やるべきだとかっていうふうな通達はないですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

そういった土地を帰属するまでの間は、あくまでも個人の財産でございますので、それぞれ個人が管理するということが大原則であると思っております。そういった中で周りの空き家の状況であったり、そういった生活環境に及ぶ場合は、市の方から持ち主の方にそういった対応をお願いするという形になろうかと思えます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） あと1番の相続登記としての対応については、まず終わります。

次に、通学路安全の確保とグリーンベルトについてなんですけれども、グリーンベル

トは確かに私も、それから市の方でも有効だというふうな認識なんですけれども、グリーンベルトをやれる場所とやれない場所っていうのがあると思うんですが、そこら辺はどのようなふうな区分けになってますか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず歩行者の安全を確保するという意味合いにおきましては、やはり歩道と車道をまず分離してやるというのが安全性が高まるということは間違いのないと思います。その中でやはり歩道と車道を分離するということは、多額の費用と長期の時間がかかるということで、なかなか全ての路線について分離するということは実施できていないというの現状でございます。

その中で、道路の幅であったり、そういうものの中でできることを考えていったものの一つとして、このグリーンベルトというものがあるかと思えます。このグリーンベルトについてのまず設置の基準というものはないわけなんですけれども、やはり余り狭すぎる道路にグリーンベルトを設置してしまうと、車が走るところがないとかということもございまして、それは現状を見て、合同点検等でこの歩行者の安全性を高めるためにはどの方法が一番いいかということを検討した結果、グリーンベルトを採用するということになっていこうかと思えます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） グリーンベルトできないところ、やれるところというふうなことで今質問しましたけれども、明確な道路の幅の基準はないというふうなことで分かりましたが、警察との関係ではね、警察は、いや、ここ必要ないよっていうふうな、必要あるよというふうな、警察を含めた協議というのは今後進めていくんですか。それとも独自にできるもんですか、警察との関係では。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

グリーンベルトを設置する場合ですけれども、先ほども申しましたとおり、この合同点検等の結果で必要性があれば実施するというので、この地域ぐるみの学校安全推進委員会等には警察等も中に入っておりますので、その中で協議していくということになるかと思えます。道路管理者としては、規制に関するものについてはできませんので、例えば駐車できないとか停止線を設置するとか、横断歩道を設置するというものにつき

ましては、警察の方で実施することになりますので、当然新たにグリーンベルト等を設置するという事になれば、その中で安全性を確保するために新たな停止線を設けるとか横断歩道が必要だというようなことも出てくることもありますので、そこはやはり関係機関と協議しながら一番いい方法を探っていくということになるかと思えます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今後の対応なんですが、今後の計画についてもう一度ちょっと伺いたいと思います。どこどこについてはやはり必要だというふうなことをもう一度お願いします。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度行った合同点検の調査の結果、グリーンベルトが必要だという場所は、特別今回はありませんでしたので、今後また来年度合同点検等実施した際に新たにグリーンベルト等、安全対策が必要な箇所があれば、そちらの方を実施していきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 来年度に向けて、子どもさんの安全に向けて是非慎重な取組をお願いしたいと思います。

次に、教職員の勤務と本市中学校部活動地域移行について伺いたいと思います。

勤務の状況とかいろいろ述べられました。1か月45時間、年間では360時間以内というふうなことで、ここ二、三年は減少傾向だというふうに、労働時間ね。まあこれ、いいことだと思うんですけども、それでは1か月の労働時間ね、45時間の、年間360時間というのは、あれですか、その教員の方がおうちに帰って、6時半頃、ご飯一緒に家族と食べたり、そういうふうな状況には遠いんですか。それとも可能な時間なんですか。そこら辺の評価について伺いたいと思います。先ほど述べました時間についての評価。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問についてお答えいたします。

時間外在校等時間という時間なんですけれども、この時間の中には持ち帰り仕事時間というものが含まれております。したがって、全て学校にいる時間だけではなくて、うちに帰って仕事をする時間と、こういう時間も含まれた上での計算でありまして、したがって、ある教員が例えば10時間学校にいたということであったとしても、8時間勤務

だとして2時間全て学校にいたということにはならないわけでありまして、例えばうちに帰って教材研究を1時間やった、2時間やったというそういうことも含まれますので、必ずしもその教員の生活パターンがどのようになっているか、全て学校にいるのか、あるいはうちに帰ってからの仕事をしているのか、そのあたりのところについては、一人一人個別的に状況が変わってくるだろうと思っております。

以上であります。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 労働時間については減少傾向だということで、さらにまた減少させるための取組が私は必要だと思うんですが、教員のやはり長時間労働の原因というのは何かと。その対応策というのはどのようにお考えですか。国では、まあ県もそうなんですけれども、教員の人数を増やすとかいろいろこう考えてるようなんですけれども、本市でもそういうふうな教員の人数の増、それからいろいろな要因もありましようけれども、長時間労働の原因をやはり根本的に見つめて改善していく、そこら辺について広い意味で伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

長時間勤務の原因というのは必ずしもこれというふうに特定できるものではありませんで、かなり、議員も先ほどご指摘ありましたように、現在教育を取り巻く状況がかなり複雑化をしておりますして、不登校の問題、いじめの問題、保護者対応の問題、あるいは部活動の問題、さらに家庭においては虐待、貧困等の問題ですね、そういう問題に関して教員が学校において全て直面をして対応してるというそういう状況もございます。さらに教材研究等ですね、そういうことをも、これは従来からあるわけでございますが、そういうことも含まれながら、現在教員が抱えている労働をめぐる、教員をめぐる状況というのが非常にこう複雑化、対応が困難な状況がありまして、そういうこともまた長時間労働になっている原因ではないかなと感じているところであります。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） るる説明されましたけれども、教員増についてはあれですか、本市の場合は私は必要だと思うんですが、どうでしょうか。その何ていうんですか、県からのいろいろな通達じゃないんですけれども、お知らせとか、どれくらい必要ですかとか、

そういうふうな県との関係ではあれですか、やはり教員増を求めていると思うんですが、そこら辺についてはどのようになっていますか。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

教員増につきましては、教員定数というのがございますので、各学級、あるいは各学校の規模に応じて県から配置がされます。そのほかに例えば加配の定数というのもございます、それぞれの状況に応じて加配もなされます。そのほかに県から例えばICTの支援員ですとか、あるいは心の相談員ですとか、そういう生徒指導上、あるいはICT関係等の支援員も配置をされているところであります。

しかしながら、必ずしも現在現状を見ますと、これで十分ということではないと思っていますので、県への要望等は続けていきたいと思っていますところであります。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まず分かりました。それで、やはり教員が子どもにしっかり向きあって、しかも自分の家庭生活もちゃんと行えるような労働環境に是非整えていただきたいというふうに思いますし、先ほどの答弁の中で教員の自主性と自律性について、それから研修については、まあいろいろ頑張っているというふうなことでしたので、それについてはまず了解いたしました。

それで、クラブ活動なんですけれども、いつ頃を目処にというふうなことと、実際にその今切り替わっている状態というのはあるんですか。地域移行とか指導者の関係とか。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

その目処につきましては、推進計画が現在策定中でありまして、令和11年を目処に部活動の休日移行を実現していきたいと、こういうふうな計画で今進んでいるところであります。

で、現在の状況であります、今年度中に部活動の地域移行、試行的に行えそうところは幾つかございまして、例えばサッカーですとかバスケット、あるいは陸上、剣道ですかね、こういう種目については保護者会型で現在試行を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 是非、地域の指導者にもお願いしながら進めて、教員の過密労働の一端をなくしていくというふうなことで頑張っていたきたいと思います。

それで、クラブ活動中のけが、事故等については、日本スポーツセンター、災害センターと学校団体障害センターというふうなことで、状況に応じて対応する、障がいのその補償のところが団体が変わってくるというふうなこと聞きましたけれども、地域クラブ型に最後は一つのクラブとしてやっていくとなれば、それはあれですか、学校団体障害センターと違って、そういうふうな感じなのか。また別のものがあるのか。そこら辺はどうでしょう。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

最終的に地域に移行するという形になりますと、部活動という概念とは全く違う形態での実施ということになります。これまでは学習指導要領によって学校の教育活動の一環として部活動は位置づけられておりましたが、今度はそれが切り離されるという形になりまして学校教育とは全く別の形態での実施ということになりますので、保険等につきましても現在行われているスポーツ振興会ではなくて、団体での補償と、保険ということになろうかと思えます。

以上であります。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今答弁あった内容については、現在ありますよね、その辺ちょっと内容について、現在、今答弁ありました内容については、現在あるということですよ。ちょっとそこら辺の内容についても伺いたいと思いますが。

親御さんもね、やはりその対応がどこなのかというふうなことでやはり心配なところもありますし、しかもスムーズにやはりいろんなことが進んでいったらいいなというふうな思いもあるんですけども、長期間にわたってやはりそれがなかなか解決できないというふうな点もあると思うんですよ。聞いた限りではね。だからそこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在のけが、事故などの補償に関しましては、先ほど申し上げましたけれども、スポーツ振興センター、それから学校安全互助会、この2つで補償を行っております。

以上であります。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） いろいろご答弁ありましたけれども、市民にとっては是非安心できるような政策、私もいろいろ提言しましたけれども、頑張っていたきたいというふうなことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

もう3人目になりますけれども、昼を越えます。どうですか、昼食に入りたいと思いますが。やってもらいたい。皆さんどうですか。若干休憩とって。いいですか、皆さん。龍太郎さんに聞くな。

○15番（菅原龍太郎） どちらでも結構です。

○議長（小林 悟） やってもよろしい。

○15番（菅原龍太郎） はい。

○議長（小林 悟） そうすれば若干休憩をとります。35分まで休憩したいと思います。

午前11時25分 休憩

.....  
午前11時35分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り会議を開きます。

15番菅原龍太郎議員の発言を許します。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 今回一般質問を準備されましたことに対しまして、大変感謝申し上げます。

私からは2点について質問いたします。1番が美しい八郎湖を未来に残すために（八郎湖周辺の環境整備と水質浄化）について、2、後期5年間の過疎地域持続的発展計画についてを質問いたします。

始める前にちょっと1か所訂正をお願いいたします。4分の3ページの一番上です。「馬踏大橋から高田橋」と書いてますが、これ「馬踏橋」でしたので、すいません、お詫びして訂正をお願いいたします。

それでは始めたいと思います。

まず1番、美しい八郎湖を未来に残すために（八郎湖周辺の環境整備と水質浄化）に

ついて。

昭和32年、八郎潟の国営干拓事業に着手し、干拓技術の粋を集めて昭和52年に干拓事業が完了しましたが、防潮水門で遮られて海水が閉鎖され、浄化機能が失われました。閉鎖水域と化した八郎湖は翌年から広範囲にアオコが発生し、以後、水質汚濁が問題視され、平成18年、県において八郎湖対策室が設置され、翌19年には全国11番目の指定湖沼となりました。「指定湖沼」というのは水質環境基準が確保されていない湖沼のことをいい、特に水質保全施策を総合的に講ずる必要がある湖沼として位置づけされているものです。このことは、「水質を改善せよ」と国が法律でもって指定した極めて不名誉なことでもあります。八郎湖の水質改善は、本来県が担当すべきでございますが、市民が暮らす地元潟上市の対策と現状についてはどうでしょうかということで質問です。

最初に、八郎湖の水質を改善するには、まず湖岸の環境整備から始めるべきではないかと考えております。昭和地区では八郎湖を眺望する場所として野村船着場がありますが、馬踏川大橋から両脇に使用されていない魚船が多数散乱しております。所有者を調査し、所有者がいなく使用されていない魚船は撤去すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、堤防の道路側が雑木林となっております。馬踏川大橋から天王東排水機場まで約5キロにわたり、ここに桜を植樹してはいかがでしょうか。堤防の敷地は県管理でございますから、県と交渉して雑木撤去と敷き均しをしてもらってはどうか。苗木の購入には市の予算が必要ですが、市民総出での植樹と維持管理方法について検討してはいかがでしょうかと考えております。8メートル間隔で植樹すると約600本、維持管理のため桜のオーナー制の導入制ということを考えております。それで参考となるのが、八郎潟町の約3.3キロメートルにわたり八郎湖の堤防に桜の木を植えた事例があります。町内会各地域で植樹管理し、記念植樹等も行っているということでございます。湖岸が整備され、周辺住民が魚釣りや桜を見るために足を運んだり、児童生徒が八郎湖の環境学習にやってくることで、八郎湖の水質に関心を持つことになるのではないのでしょうか。

次に、現在、馬踏川大橋から馬踏橋まで、馬踏川の堤防沿いに桜並木がありますが、管理はどのようになっておりますか。多面的機能発揮促進事業で草刈をするときに枝が散乱しており、毎年それらを片づけてから草刈作業ということになっております。桜並木の管理についてどのようにお考えなのでしょうか。

次に、漁師や地元住民に伺いますと、高田橋から八郎湖入口までの馬踏川両側の雑木

が河川の半分程度まで占領し、八郎湖に注ぐ河口付近に土砂が堆積しているということでございました。この土砂の堆積は、水質悪化の原因、魚船の運航の支障、集中豪雨などの自然災害が発生した場合の氾濫の誘発原因になります。県の河川課に土砂の浚渫と雑木の撤去をお願いできないでしょうか。

また、水質対策として、第2次潟上市環境基本計画70ページに「八郎湖をきれいにする市の取組として、農薬、肥料の適正使用や環境に優しい農法など環境保全型農業を推進し、水質の保全に努めます。」と記載されております。農地から八郎湖への窒素やリン等の流入負荷を削減するため、肥料の削減、農業濁水の流出防止等の取組を行うべく、「環境こだわり農業の無代かき栽培や直播栽培」の推進に努めるべく啓発活動する考えはありませんか。また、側条施肥やスマート農業の機械購入補助をもっと押し進める考えはありますか。

では質問をまとめていきたいと思えます。

1番、八郎湖周辺環境整備として使用されていない魚船の所有者の調査と撤去対策についてお伺いいたします。

2番、八郎湖周辺環境整備として馬踏川大橋から天王東排水機場まで堤防の道路側の雑木撤去と桜の植樹についてお伺いいたします。

3番、馬踏川の堤防道路沿いの桜並木の管理についてお伺いいたします。

4番、高田橋から八郎湖入口までの馬踏川両側の雑木撤去と土砂の浚渫の県への要望についてお伺いいたします。

5番、農業排水の浄化を目指して「環境こだわり農業の無代かき栽培や直播栽培」の推進に努めるべく啓発活動をする考えはありますか。側条施肥などの機械購入補助を増やす考えについてお伺いいたします。

以上、市当局のお考え方を聞かせてください。

次、大きな2番目でございます。後期5年間の過疎地域持続的発展計画についてなんですが、過疎債は、令和3年度より潟上市の一部（旧昭和町と旧飯田川町）が認定され、令和7年度までの潟上市過疎地域持続的発展計画前期5年間で作成され、主に公共施設や市道の修理に活用することと、過疎地域持続的発展基金の積立金に活用されてきております。過疎対策債の目的は、過疎地域の自立促進を図り、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業債で、起債充当率が100パーセント、交付税算入率が70パーセント、据置期間を含め償還期間は12年とあり

ます。令和7年中に後期5年間の計画を策定し、県の認可を得る必要があるかと思いません。

では質問です。

令和3年6月に一般質問を行いました。大久保駅東西通路建設を含め、まずアンケートをとってから判断してはいかがでしょうか。過疎地域持続的発展計画の住民意思の確認スケジュールについてお伺いいたします。

以上、市当局の考え方をお聞かせください。

以上です。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 15番菅原龍太郎議員の一般質問の二つ目「後期5年間の過疎地域持続的発展計画について」お答えいたします。

現行の「潟上市過疎地域持続的発展計画」は、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、「第2次潟上市総合計画後期基本計画」を上位計画としながら、まちづくりの基本方針・目標等を掲載しております。

この計画のほか、令和7年度をもって計画期間の終期を迎える各種計画やその他様々な施策の立案・推進の基礎資料とするため、今年7月に無作為抽出した市民2,000人を対象とした「潟上市市民意識調査」を実施しております。

この市民意識調査においてお寄せいただいた市民の皆様からのご意見や情報などを基に、要望・ニーズを含めた地域課題を的確に把握し、今後の諸計画の策定や施策の立案の際の参考とさせていただきます。

ご質問にあります「JR大久保駅東西自由通路について」は、令和3年第2回定例会において、菅原議員の一般質問に対して、「潟上市過疎地域持続的発展計画」への掲載について検討する旨の答弁をし、本計画に「交通施設の整備、交通手段の確保」の施策として「駅周辺環境整備事業関連調査」として掲げております。

計画策定後、JR大久保駅東西自由通路に関して、JR東日本秋田支社、県企画振興部市町村課と協議を重ねてまいりました。

実施に当たっては、5年程度の事業期間を要し、東西自由通路及び周辺整備に係る概算費用は、イニシャルコストが約22億円、設置後の維持管理経費が年間約900万円と試算しております。

過疎対策事業債を活用しても、約8億円の実質市負担額が発生すると見込まれるほか、

概算費用等に対して、東西自由通路により見込まれる費用対効果は約22億円のマイナスで、ビー・バイ・シー（B/C）費用便益比は0.12となり、事業効果があるとされる1を大幅に下回っているため、本市の財政事情と今後の周辺人口や駅利用者の減少などを勘案しますと、市としては現時点での事業実施は困難であるとの判断に至っております。

なお、今後事業実施をする場合にあっても、ただいまの状況を鑑みながら慎重な判断を要するものと認識しております。

私からは以上であります。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） 15番菅原龍太郎議員の一般質問の一つ目「美しい八郎湖を未来に残すために（八郎湖周辺の環境整備と水質浄化）」についてお答えいたします。

ご質問の1点目「八郎湖周辺環境整備として使用されていない漁船の所有者の調査と撤去対策について」お答えいたします。

八郎湖及び馬踏川湖岸の管理者である県では、4年に一度、放置漁船数や放置場所の調査を実施しており、本市においても、使用されていないと見受けられる漁船が多数存在していることを認識しております。

こうした漁船の撤去につきましては、本来、所有者が自らの責任において適正に処理することとなっていることから、本市といたしましては、八郎湖増殖漁業協同組合などの関係機関と連携を図りながら、使用されていないと見受けられる漁船の撤去対策について県へ要望してまいります。

次に、ご質問の2点目「馬踏川大橋から天王東排水機場までの堤防道路側の雑木撤去と桜の植樹について」と、4点目の「高田橋から八郎湖入口までの馬踏川両側の雑木撤去と、土砂の浚渫の県への要望について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

県への要望については、秋田地域振興局移動振興局において、八郎湖堤防の雑木の伐採と馬踏川堤防の雑木撤去及び浚渫について、毎年要望しており、県からは、今後の方針として、県内市町村の要望箇所の状況を踏まえながら、限られた予算の中で緊急性や優先度を考慮して対応するとの回答を得ております。

八郎湖堤防への桜の植樹につきましては、管理者である県に確認したところ、植樹により堤防の強度が弱くなるため基本的には許可できないとの回答を得ており、現時点で

は植樹の実施はできないものと考えております。

次に、ご質問の3点目「馬踏川の堤防道路沿いの桜並木の管理について」お答えいたします。

桜並木は自治会の管理と位置づけられておりますが、道路上に枝が伸びている場合や枝が落ちている場合は、市で対応を行っているほか、多面的機能発揮促進事業のご協力もいただいております。

次に、ご質問の5点目「農業排水の浄化を目指して『環境こだわり農業の無代かき栽培や直播栽培』の推進に努めるべく啓発活動を行う考えや側条施肥などの機械購入補助を増やす考えは」についてお答えいたします。

農業排水の浄化につきましては、これまでも広報や農業集会等で周知を図っており、近年では環境への関心が高まってきており、本市湖岸部において、7経営体の農業者の方が、県事業である水質保全型農業普及促進事業を活用し、約135ヘクタールの面積を水質保全型農業の一つである無落水移植栽培に取り組んでおります。

また、経営所得向上、省力化などのための農業機械の購入に対する支援はありますが、環境の観点からの機械導入に対してはございません。農業者に対しては、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画に基づき、環境に優しい農法として持続的生産体制への転換を推進するなど、水質保全への取組にご協力いただけるよう周知に努めております。

八郎湖周辺の環境整備と水質保全については、昭和56年に八郎湖水質対策連絡協議会が、平成18年に県八郎湖環境対策室が設置されて以降、長きにわたり対策が講じられているところであり、今後も、八郎湖周辺市町村及び県が一致団結して、良好な水環境をもつ、恵や潤いのある「わがみずうみ」となることを目指してまいります。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員、再質問ありますか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） まず一つ目、二つ目の件なのですが、最初に八郎湖っていうのは河川、いわゆる2級河川馬場目川水域ということで、八郎湖の正式名称は2級河川馬場目川ということになってると思います。それで、ある県議会議員が県議会での水質に関して質問したことがございます。そのときの答弁資料によれば、流域市町村とか住民、関係団体とか多様な主体と連携を密にしながら、県民共通の願いである、今お話しされました恵や潤いのある「わがみずうみ」を実現させるべく強く取り組んでまいりますと、こういう答弁が生活環境部長さんの方から答弁があったわけでございます。それ

で、今回私が言いたいのは、船の撤去にしても、確かに一義的に県の管理だわけですけれども、その県と共同して潟上市があそこ例えば、今回私、昭和の方の場所しかよく分からないんですけども、野村船着場のいわゆる漁船の廃船ですね、冬場なるとクレーンで上げて脇へ置くわけですけども、それがあるということで、まあ基本的な考えなんですけども、潟上市としてこういうふうにあそこ例えばきれいにしたい、桜並木をつくりたいとか雑木撤去っていうことを県と共同でやりますのでということでお話すれば、県の八郎湖対策室でも私悪い気はしないと思うんですよ、自分方の仕事を共同でやっていただけるという話でございますので、これの話の基本はいわゆる八郎潟町の桜並木についての話、まあ後でしますけども、それにつながってくるかと思えますけども、この共同と、県と共にこういうのを、例えば八郎湖の漁船一つについてもきれいにしていこうという取組を潟上市から積極的に働きかけるという基本的な考えについてお伺いしたいと思えます。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原龍太郎議員の再質問にお答えいたします。

今、不法状態にある漁船の撤去につきましては、先ほど部長が答弁したとおり、一義的には所有者が実施しなければいけないというものでありますので、これに関しまして、なかなかこう公費を投入するという前に、まずは内水面漁業組合等協力をしていただきながら、所有者の方に撤去していただくというのが第一だと思っておりますので、現時点で市が県と協調で助成すると、そういった考えはございません。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） ちょっと今、助成してくれということをやったんでなくて、要するに八郎湖のいわゆる漁業者の方に今回の質問に当たっていろいろ聞いてみたわけですよ。それで、何で漁船のいわゆる廃船をあのままにしておくのかということを知りましたら、まず高齢化なると。それから、船上げたはいいども死んでしまったと、いわゆる病気でもう動けなくなったというお話をしてるわけですよ。それで皆さん撤去しなければならないということは重々分かってるという話をしました。それで、八郎湖漁業組合というのは、各船の所有者を把握してございます。それで、いわゆる廃船した方にちょっと話を聞きましたら、例えば前、去年だったかな、廃船した方は約10万円ほどかかったそうなんです、その廃船の所有者を調べて、いわゆる市とか県とかの職員が中に入っていただいて、そのまとめて例えば廃船、FRPですからそれを3つとかに

切断してやるんだそうですけども、それをやっていただけないかという要望をしてるんであって、お金は自分方で出すよと話をしています。それで、要するに県と市が共同してあそこをきれいにしようと、こういう取組について働きかけていただけないかという話をしているんです。だから要するに中間連絡係みたいなものを役場の職員にお願いできませんでしょうかというのが今回の、それでどうしてもまずそういうのに応じないとかってなれば、例えば代執行とかということでは経費をかける。それは二の次の話かと思うんですけども、その点についていかがなものでですか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 先ほどの答弁、大変失礼いたしました。ただいま再質問でご提案のあった件につきましては、本市単独だけでは対応できないことだと思っておりますので、そういった部分につきましては、何らかの、八郎湖水質対策協議会等も10市の市町村が加盟しておりますので、そういった協議会等の場面において提案するということは一考の余地はあるものと思います。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） その廃船の周りなんですけども、廃船の周りで網を入れておく水槽だとか漁業の漁場の漁具の置き場にビニールシートがかぶってるわけですね。それもこう年月が経つと、やはりビニールシートですから非常にこう散乱しております。それで使う船は船としてある程度の位置を決めて、そのときにやっていただければなど。八郎潟町、まあ八郎潟町の例出して申し訳ないですけども、あそこ行ってみますと実にきれいに整然と船が止められております。うちの方がだめだとかって言うんでなくて、そういうふうに漁業者の方とやはり職員の方が密に連絡をとって、確かに今、市長さんは8町村の協議会で云々という話をされておりましたが、私はそうではなくて単独で潟上市、実際におそらく羽立の方の漁港についてもそうだと思いますし、特に野村の船着場は眺望的には非常にすばらしい場所だと私個人的には思っております。そこにああいうふうに廃船がですね、馬踏大橋からその船着場まで墓場みたいな感じになってしまってるわけです。何とかひとつ、いわゆる親戚の方が来たり、その八郎湖を見たいという方が来たときの案内場の一つとしてこう整備されることは、何回も同じような話なんですけども、できないものでしょうかなというのが、漁業者も含めてなんですけども、そういう願望がございますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問にお答えいたします。

ご質問のあった件につきましては、議員のお気持ちというのは大変理解できるものがございます。ただ、実際にそういった県に提案して環境整備という形になりますと、船の撤去費用、これもおそらく野村大橋の部分しかご覧になってないと思いますけれども、市内全域でいきますと相当数そういった船があります。ざっとの計算ですけれども、グラスファイバー製の船であれば1隻当たり80万円程度かかると。そういったものが多数ございますので、やはり県に要望するにしても、県にとっても多額の予算を要します。これが八郎湖全域といいますと、さらに経費がかかるものでございます。市単独であっても相当額がかかると思いますし、提案のあった八郎湖を環境整備して人が訪れる場所にするというものについては、また環境整備とは別に交流人口等、そういった取組で考えていかなければいけない部分だと思いますので、やはりなかなか船の処分、現在の係留の法的な状態、こういった様々な課題等がございますので、なかなかご提案の内容を一朝一夕に市として実施していくことは困難だと私自身は認識しております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 市長、何回も同じ話で申し訳ございませんでした。

まず漁船のその廃船については、やらなければいけないと考える漁業者の方もそれなりにいらっしゃるし、市から声をかけていただければ、中間業者でも実際に解体する業者がいれば、そういうふうに対応したいという漁業者の方もそれなりにいるという認識で一応年度中にやっていただければうれしいなど、このように思います。

それから、2番の方に移ります。2番のいわゆる5キロの話で大きく言ったわけですが、この質問する前に八郎潟町の方へいろいろ電話かけて確認をしました。いろいろ話を、小野助役さんの方からいろいろ内容についてお話。そのときの話の内容は、今、何か県の方では堤防の強度が弱くなるのでやらせないよというお話をされたという話、この質問に対しておそらく聞いたらそういう話をしたんだと思うんですが、私その八郎潟に電話かけたときの内容とちょっと違うような気がするんですね。それで八郎潟町の方では、非常に県の方は友好的な態度であったと。要するに敷き均しでこうやって堤防に桜並木を植えて、あ、皆さん見たことあると思いますけれども、大潟村へ行く道路の両側ですね、あれについて3.3キロやったということです。だからそんな、まあちょっと年数は経ってますけれども、こんなに強度が云々という話されて、まあだめだって言われればこれ仕方ない話なんですけれども、それじゃあ雑木はあのまましておくっていうの

が果たして県の対応としてそれでいいのかということがやはり疑問として生じてくるわけですね。潟上市としてやはり堤防の雑木をああいいう状態にしておいてですね、元はああいいうことでなかったわけです。それで、あの木何ていうんですか、よく分かりませんが、それをやはりきれいにしてもらおうように市としても協力するので何とかしてくれないかと。別に桜にこだわるわけじゃないですけども、その点についてはどのように考えますか。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 0時10分 休憩

.....

午後 0時11分 再開

○議長（小林 悟） 会議を開きます。

鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問、堤防沿いの桜並木について答弁させていただきます。

おそらく八郎潟町の事業実施時期にもよるかと思うんですけども、現在、まあ事業の方、休止状態ではありますけれども、私が県議会議員在任中に馬踏川沿いの堤防のそういった雑木の伐根処理をしながら、その主たる目的は、やはり堤防の長寿命化というのが目的にありました。そうした観点からすると、やはり現状の堤防にそういった桜を植えるということに関しては、堤防を脆弱化させるというか、そういった県の判断というものもありなのかなと思っております。

そうした中で、ちょっと県議時代、議場の中では八郎潟の事業実施時期であるとか、なぜ実施に至ったのか、その経緯、判断については、私どもがこのたび確認したところ、県からは先ほど部長の答弁にあった答弁でございましたので、確認はとれてませんけれども、ただ、かなりの延長と、そしてご質問の別の質問にもありましたとおり、今後の維持管理、やはり本市も少子高齢化していく、まあ非常にそういった地域の近い地域でもありますので、維持管理等を考えますと、桜といえども年数が経てば古木になりますし、枝が折れたり、そういった将来的な維持管理、コスト、そういったものを考えながら、こういった事業については取り組む必要があるのではないかと考えておりますので、なかなか現時点で、はい、分かりましたという形で実施できないということを何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 市長ありがとうございます。あそこの雑木を仮にあのままにしておかないでですね、何かの機会にやはりあそこはきれいにさせていただきたいなという気持ちが十分あるわけですが、それ漁業者の方も皆さんそうおっしゃいますし、堤防を、今、桜植えると弱くなるということであれば、あそこをやはり、まあサイクリングロードとか、まず仮にですね、そういうふうにコンクリートで均すとか何かの方法を考えて、あの雑木のままにして捨てておくっていうのはちょっといかがかとは思いますが、まあ何かの機会にひとつ頭に入れておいていただければと、このように思います。まずこの2点目はこれでやめたいと思います。

それで3番目の、③の馬場目川の堤防沿いの桜並木の管理についてなんですが、自治体の管理ですという答弁でございましたが、これは具体的に言うと町内っていう意味なのかな。これどこの町内の管理。それで植えたのはどっかの町内なんですか。私ちょっとそこら辺よく分からなくて聞くんですけども、お願いいたします。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

私どもも旧昭和町の職員に尋ねたところ、はっきり覚えてる人はおりませんでした。ただし、現在合併後の市においてもそこの維持管理はしておりませんし、先ほど議員からの八郎潟町の例も出されておりますが、八郎潟町では管理は町内会、主に町内会でやっておりますので、先ほどの答弁で桜並木は自治会の管理に位置づけられておりというふうに回答したところでございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） そうすると、自治体の管理なので市町村では扱わないよと。こういうことで、自治体の名前も分からないということで、あ、自治会、自治会のお名前も分からないということだそうですね。それで、実はあその下の方に農業排水がございまして、多面の事業であそこをきれいにしております。それで、土地改良区の方からチェーンソーを借りながらあそこを管理するわけですけども、多面の事業程度であれば管理そのものは大した距離でないのでできることはできるんですが、枝払いとかはうちらがやるんですけど、テングス病とかそういうのも若干かかっている桜と並木がございまして。それで上の方まではとってもじゃないけど手が届かないような状態で、実際にその多面でやってる方は、何でうちの方でやんなきゃいけないのやと、こういうその大

きな声が出るわけです。でもまずそう言わないでということで、建設課の方では、建設部長さんの方に今お願いして、うちの方は枝払いしたやつとかを脇に寄せて、いわゆる公用車のトラックでごみ捨て場まで運んでいただいて、今のところ管理してるという状態でございます。だからあのまま投げおかないで、せっかくの桜並木でございますので、管理を考えていただければ、まあ多面がずっとあればうちらでも管理できるんですけども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほども桜並木は自治会の管理というふうに位置づけてるってということで答弁をしております。ですので、自治会の管理を行いながら、市でできる、先ほど言った木の運搬ですとか処分、そういうふうなものについては協力してまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 今、自治会の管理だから市としては関わらないよという話ですが、どこの自治会が管理するのか分からなくて、それで管理してくださいって言えるのかなという気がするんですけども、その点についてちょっと、考え方がどっかの自治会だということであれば、その答弁でいいんですけども、全然誰も管理してないんですよ、実際に言えば。その点についてはちょっと答弁がよく分かんないんですけども、お願いいたします。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほども言いましたが、旧昭和町の職員、OBに確認したところ、誰も分かる人はおりませんでした。で、県の河川の方の許可をとっているかということで県の方にも確認したところ、許可は申請が出ていないというふうな回答は得ております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 分かりました。これもまずまだ職員のOBの方に私も確認して、分かり次第、まず誰が植えたのかっていうことは再度調査してみたいと思いますので、そのときは連絡します。

それから4番でございますが、河川の浚渫、いわゆる土砂の浚渫でございますが、これ、今、白魚とかワカサギを漁をして佃煮業者へいわゆる入れるときに、馬踏大橋のどこまでしか来れないんですって。要するに土砂が入って、その河川も狭まってきてるか

ら、あとはあそこから佃煮屋まではまずトラックで運ぶということになるわけですが、実は漁業者の方にちょっとこの話を聞いたときに、やはり一番アオコよりも一番心配されてるといふか悩んでいるのが、この河川の浚渫、いわゆる土砂の浚渫だわけです。それで勝手にやると怒られるし、土砂の捨てる場所もないし、あ、困った困ったという話だわけです。それで、実は漁をしてるときに、いわゆるだし風とかが急に風が変わったり天候が急変したりするときがあるんだそうです。そうすると危険なもんだから、漁船でどんどんどんどん逃げてくるわけですが、そのときに入ってくるのが、要するに昭和であれば馬踏とか豊川とか妹川とか、それから飯塚川とか、こういうところへみんな逃げてくるわけです。そのときにその浚渫してないために土砂があるために、なかなかこう入るに入れないうちのお話でございました。それで確かに私も県の方のこの河川課の方へ行ってちょっとちらっとこの話を聞いてきたんですが、やはり第一に質問の内容がまず非常に大きい件でございますので、土砂の浚渫については、まあかなり予算もかかるし、上げた砂をどこへ捨てるかとか、トラックの問題とかいろいろあると思いますけども、何とかひとつ粘り強い要望しかこれはないと思いますので、この話はこれで終わりたいと思います。以上です。

それから、5番。5番の環境農業の無代かき栽培の件でございますが、大潟村ではもう300ヘクタールがずっと昔から無代かき栽培で、いわゆる簡単に言うと、起こして、さらにハローで起こして、それでそれさ水を入れて汚濁水を入れないということで、あと残った、田植え終わってからは水を流すと、こういう無代かきだわけですが、この件に関して、まあ環境農法では云々ということで非常に立派な作文といふか文章を、おそらく国の方でこれ作らなきゃいけないと作ったと思いますけども、それを例えば農業委員会とかそういうところでこういう例えば工法があるよとかといふことは、そこまでこうやる気持ちとかがあっていふことはあるのかないのか。ちょっと具体的にちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（小林 悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今ご質問にありましたけれども、今既にいろいろ農業者の方が集まる会議ですとかそういう場で、例えば県の担当者と呼んだりだとか、そういう形でいろいろ説明してもらったり、リーフレット配ったりですとか、そういう活動を今、一生懸命我々の方でもやっているところですので、ご理解いただければと思います。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） いずれスマート農業については、田植えするときに水を落とさなくてもできるということで無人化ですので、そういうふうな方法があるんですけども、問題は金がかかるというネックが非常にあるわけですので、一応何とかひとつ産業課の方としてもあらゆる機会、いわゆる田んぼから出る水っていうのは40パーセント、いわゆる濁水の40パーセントを今占めてるということを説明されたときがございました。したがって、大潟村の方方も非常に心配してるのが、そのいわゆる八郎湖に濁水を流さないという取組を非常に今盛んに進めているところですので、ひとつ何か機会がございましたら、その農業者の方に、いわゆる耕作を作ってる方については周知の方をよろしくお願いします。

それと下水道については、積極的に接続の方のお願いも進めていただければ、なお一層よろしいのかなと、このように考えておりますので、あくまでも八郎湖をいかにきれいにしようと、こういうことのこだわり農法でございますので、もしそういう機会を捉えてひとつよろしく、これは答弁は要りません。まずそういうことで考えていただければということです。

それから、後期5年間の過疎地域自立促進計画でございますが、旧昭和町、旧飯田川町の真ん中に大久保駅がございます。それで、いわゆる八郎潟から秋田市の駅まででいわゆるWe Road関係、東西通路がないのは潟上市のいわゆる羽後飯塚駅と、それから特にメインである大久保駅だけわけです。それで22億かかるということで、市長、イニシャルコストが22億かかるということで、前から確かに高くなってるのは分かるんですけども、こうすごい立派な庁舎をやはり考えなければ、We Roadっていうのは造れないのかなというのがちょっと分からないです。それで、確かに22億だとしても、その費用対効果については0.1幾らって言いましたね。それで非常に効率性が悪いと、こういういわゆる維持管理のあれもあるということでありました。それで、まあこれ22億、どういふものを具体的に考えてこのイニシャルコスト、まあ参考までちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

イニシャルコスト約22億円でございますが、東西自由通路の建設費が約15億円、設計費が約5,000万円、西口の設置費が約1億5,000万円、既存の跨線橋の撤去費、これ

はJRからの依頼ではありますが、既存の跨線橋の撤去は市の方でやってくださいということで言われております。それが1億円、用地取得費が約4,000万円、広場・駐車場等整備費が約3億3,000万円で、合計約21億7,000万円、約22億円でございます。

自由通路は跨線橋で、幅が2.5メートル、長さ30メートルを想定しております。

なお、JRからは、地下、アンダーパスした場合はメートル当たり約1億円と言われておりますので、長さ30メートルですと約30億円というふうになります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） よろしいですか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） どうも大変ありがとうございました。まずアンケートとか実際のその設計まで、大体の概算設計までやっていただいて、大変ありがとうございました。それで、まあ住民としての一人としては、あれを造っていただければうれしかったかなと思うんですけども、まあ22億、維持管理費が900万ですか、それだけかかるということですので、まあ諦めてくださいという話になるかと思っておりますので、まあ分かりました。これ以降、あとなかなか要望っていうのは難しいかなと思っておりますので、どうも大変答弁ありがとうございました。どうも、これで終わりたいと思います。

○議長（小林 悟） これをもって15番菅原龍太郎議員の質問を終わります。

本日の日程はこれで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日9月11日水曜日ですけれども、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願いいたします。

どうもご苦勞様でございました。

---

午後 0時30分 散会